

白馬村空き家・空き地バンク制度実施要綱

〔令和6年7月16日
白馬村告示第59号〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、白馬村における空き家及び空き地の有効活用を通じて、移住・定住・関係人口の拡大と促進、住民が安心・安全に暮らせる生活環境の保全及び地域づくり活動の活性化を図るため、空き家・空き地バンク制度を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人又は法人が所有し、現に活用していない（近く使用しなくなる予定のものを含む。）村内に存在する主に居住を目的に建築された建物及びその敷地をいう。ただし、民間事業者による賃貸、売買等を目的とするものを除く。
- (2) 空き地 個人又は法人が所有し、現に活用していない（近く使用しなくなる予定のものを含む。）村内に存在する宅地及び雑種地等をいう。ただし、民間事業者による賃貸、売買等を目的とするものを除く。
- (3) 所有者等 空き家及び空き地について、所有権又は売買若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (4) 媒介者 空き家・空き地バンクに係る媒介等の業務について、白馬村との間で協定書を締結した団体に加入する者をいう。
- (5) 空き家・空き地バンク 所有者等から申込みを受けて登録した空き家及び空き地の情報を、村内への定住又は定期的に滞在することを目的として、空き家及び空き地の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対して提供する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家・空き地バンク以外による空き家及び空き地の取引を妨げるものではない。

(登録の申込等)

第4条 空き家及び空き地の情報を登録したい所有者等は、白馬村空き家・空き地バンク登録申込書（様式第1号）に白馬村空き家・空き地バンク登録カード（空き家用）（様式第2号の1）又は白馬村空き家・空き地バンク登録カード（空き地用）（様式第2号の2。以下「登録カード」という。）を添えて村長に提出するものとする。

2 村長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認のうえ、適當であると認めたときは、白馬村空き家・空き地バンク登録台帳（以下「登録台帳」という。）に登録し、当該申込者に通知するものとする。

（物件情報の公表）

第5条 村長は、前条の規定により登録したときは、空き家及び空き地を紹介するインターネットサイトへの掲載、閲覧その他の方法により、空き家及び空き地に関する情報を公表するものとする。

（登録事項の変更）

第6条 第4条第2項の規定による登録の通知を受けた者（以下「登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、白馬村空き家・空き地バンク登録事項変更届（様式第3号）に変更した登録カードを添付し、速やかにその変更内容を村長に届け出なければならない。

（登録の抹消）

第7条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該物件を登録台帳から抹消し、登録者に通知するものとする。

- (1) 登録者から白馬村空き家・空き地バンク登録抹消届出書（様式第4号）の提出があったとき。
- (2) 登録物件の所有権その他の権利に異動により登録抹消の必要があるとき。
- (3) 登録から2年を経過したとき。ただし、再登録は妨げない。
- (4) その他村長が適當でないと認めたとき

（空き家・空き地バンク利用の要件）

第8条 利用希望者は、空き家又は空き地に建築する住宅に定住して、白馬村の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活するよう努めるものとする。

2 白馬村暴力団排除条例（平成23年白馬村条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2条第2号に規定する暴力団員であると認められるものは、所有者等又は利用希望者として申込みをすることができない。

（利用の申込及び通知）

第9条 利用希望者は、空き家・空き地バンクを利用しようとするときは、白馬村空き家・空き地バンク利用申込書（様式第5号）を村長に提出するものとする。

2 村長は、前項の規定による提出があった場合は、利用希望者に係る情報（以下「利用登録者情報」という。）を白馬村空き家・空き地バンク利用登録簿に登録し、当該申込みをした者に通知するものとする。

（利用登録者情報の提供）

第10条 村長は、前条第2項の登録があったときは、当該空き家及び空き地の登録者又は媒介者へ利用登録者情報を通知するものとする。

2 登録者又は媒介者は、交渉等の結果について遅滞なく村長にその内容を報告しなければならない。

（登録者と利用希望者の交渉等）

第11条 村長は、登録者と利用希望者との空き家及び空き地に関する交渉、売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しない。また、本制度の利用に係る登録者と利用希望者の間の紛争等について、村長は一切関知しない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に村長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。